
監 査 委 員 公 表

那監公表第 7 号
平成 28 年 1 月 4 日

那覇市監査委員	新	城	和	範
同	宮	里	善	博
同	翁	長	俊	英
同	高	良	正	幸

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

金城 照子

鈴木 美奈

2 請求書の提出日

平成 27 年 10 月 16 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

(1) 請求の要旨

ア 若狭海浜公園内に那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業（以降本件事業）により設置された一対の龍の柱の工事を即時停止し、速やかに撤去することを求める。

イ 本件事業は、民意を得ることなく進められ、度重なる計画変更、工事の遅れ、市当局の不手際により市民の多額な血税が不当に支出されており、このような事態を招いた翁長雄志前市長及び城間幹子市長の責任は重大である。よって、両名に対しこの損害分を市民に弁済することを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件事業は、大型旅客船が寄港する那覇クルーズターミナルの出入り口と那覇空港からうみそらトンネルを抜けて那覇市に入る合流地点に建設されたものである。ここは、いわば那覇市の顔となる玄関口であることから事前に広く市民の理解を得るべきであった。本件事業を知り得た市民の多くは爪の本数でチャイナの華夷秩序の序列を表す（4本爪は冊封国）龍のシンボルを那覇市の玄関口に建設する事は好ましくないとする意見を持つ人が少なく無い。

イ それにも係わらず市当局は、市内にある 200 近くの自治会の内の僅か 7 箇所、それも自治会長のみの了解を取り付けただけで、事前に市民に対する龍柱の説明会を一度も開催することなく、事前に市の広報誌で明確な事業計画を示した事も無く、アリバイ作りのように市役所のホームページで平成 25 年 7 月に 2 週間だけ意見を求めた（但し、寄せられた意見は 1 件）だけで龍柱の建設を決定した。因みに本件事業に対する反対署名は市民等により 3 万筆弱届けられている。

ウ 通常、このような公共の工事がなされている現場では周囲の人々に理解を得る目的で法定掲示物以外にも建設中の工事の完成予想図を掲示するものであるが、本件事業に関してはその工事が開始された平成 26 年 8 月から今日に至るまでただの一度たりとも完成予想図が掲示されたことは無く、当方の再三の指摘にも応じた事は無かった。

エ そもそも龍の柱の計画は、曖昧さが随所にあり公共工事として不適切かつ不誠実であった。当初の計画では、平成 24 年 12 月議会にて一括交付金を活用

して予算規模 1 億 2,400 万円をもって久米至聖廟の建設される松山公園内に高さ 3 m から 5 m の龍の柱 1 本を平成 25 年度中に建設する計画であった。ところが、翌平成 25 年 6 月議会では 1 億 3,000 万円を追加増額し、本件事業 (15 m の龍の柱 2 本) に変更された。本件事業は、当初の計画から石材の規模が 6 倍以上になったにも関わらず、予算規模が 2 倍にしかになっておらず、計画そのものに整合性が無いと言わなければならない。また、当初の完成予定が 25 年度中から 26 年度中に変更され、更に 27 年 12 月中へと度々延期されているが、その主たる原因は本件事業の計画の曖昧さと請負業者に対し適切な管理指導がなされていなかった所以である。その 1 工事を請け負った株式会社沖栄建設は、石材の切り出しと加工 (細工) をする現場を監督する責務があったにも関わらず、龍柱パーツの納期が大幅に遅れ、納入されたパーツは粗悪なものでかつ未完成であった。それは、事実証明の写真 A にあるように支柱に石材を通す為の内径が規定通りに加工されていなかったこと (龍柱を支える支柱の基礎工事とパーツを積み上げるその 2 工事請負業者の琉球建設株式会社 (以降その 2 業者) が証言)、写真 B・C にあるようにおおよそ日本の石材業者では考えられない粗といわれる紋様を表に出して制作されていること、写真 D にあるように亀裂の入り易い石材を用いていることで明確である。更に、構造計算やボーリング調査等を請負った有限会社構研テクノス (以降テクノス社) に対し、地質調査に必要な情報を提供する事を怠ったことが指摘されている。テクノス社のボーリング調査も事前に情報を収集していれば、地下に埋設されていた雨水管を貫通させてしまう事故は無かった。因に、開いてしまった雨水管の穴は現在も補修されないままとなっている。この貫通事故により龍柱建設予定地をずらした事、当初地下 55m を予定した基礎杭 4 本が 25m の摩擦杭 8 本に変更した事などずさんさが目立つ。そして、その 2 業者は工事完了予定の平成 27 年 3 月 24 日を 7 月まで延長することを担当部署に内諾してもらったはずだが、市から突然解約されたと、本年 4 月下旬から開催された龍柱建設に関する補正予算を審議する議会で証言している。それ故、ペナルティを負わされるなら訴訟も辞さないとしたとのこと。その主張の主たるものは、契約に無い (未完成の龍柱パーツを加工しなければならなかった) 工事をさせられた事により工期と費用が増大したというものだった。

オ 以上のように本件事業は、計画の曖昧さ市当局の不手際は弁明の余地が無いほどであるが、最も責任が重大なのは次に挙げるように市民の血税を不当に支出した事である。本件事業は平成 25 年 12 月の時点では、予算額 2 億 6,700 万円で内交付金負担 2 億 1,360 万円、市の一般予算からは 5,340 万円の支出で行われるはずであった。ところが、度重なる計画に変更、工事の完成の予定が立たなかったことにより、市の当局者は確認を怠り、事故繰越の手続きを行わ

なかった。この不手際は明確な落度でありかつ違法である。本件事業の遂行に権限を有している市長の責任は重大である。それにより、本件事業は、1億296万円の補正予算を加え総額3億3,000万円にも膨らみ、市民の血税は、約5,000万円で済むところを約2億2,000万円という当初計画の4倍にも及ぶことになった。このような事態を招いた翁長雄志前市長及び城間幹子市長の責任は重大である。よって那覇市に対し、両名に対しこの損害分として1億7,000万円の損害賠償を請求することを求める。

カ また、建設された龍柱は市民の民意を反映していないばかりか、県内外の多くの方々から反発されていることは観光立県としては看過出来ない致命的問題である。さらには高さ15mという龍の石柱は世界に存在せず、通常の状態でも安全性が確保されたとは言い難く、むしろこの一帯は埋め立て地であるため震災による液状化の恐れがあること、加えて海沿いに建設されたため常に風と海水の影響を受け劣化が懸念される。ましてや近年は地球の温暖化の影響から巨大で猛烈な台風が近海で発生していることから、安全性に不安のある龍柱の工事は直ちに停止し、速やかに撤去すべきである。

4 事実証明書

(1) 平成27年10月16日提出

ア 石材の出来形

(ア) 写真(A)の写し

阿型(阿形)5(B)

(イ) くり貫き出来形図(阿形)-1, 2, 3

(ウ) 寸法計測状況写真の写し

イ 写真(B)の写し

阿型(阿形)の粗(H27.3.28)の状況

ウ 写真(C)の写し

吡型(吡形)の粗(H27.4.29)の状況

エ 写真(D)の写し

吡型(吡形)(H27.3.28)、吡型(吡形)(H27.4.10)の状況

オ 杭基礎工法の選定

カ 龍柱建設反対署名の筆数を記載したメモ

キ 平成27年4月那覇市議会臨時会の議事録抜粋

(2) 平成27年11月16日提出

ア ボーリングデータの写し

(ア) 阿形箇所

ボーリング(B-1)

(イ) 吡形箇所

ボーリング (B-2)

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、これを平成27年10月26日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 指定された職員

前那覇市長翁長雄志及び那覇市長城間幹子

(2) 請求人が求める措置内容

ア 友好都市交流シンボルづくり事業の工事停止及びシンボル像の撤去

イ 翁長雄志前市長及び城間幹子市長への1億7,000万円の損害賠償請求

(3) 判断すべき内容

ア 友好都市交流シンボルづくり事業の工事停止及びシンボル像の撤去の勧告を行うか否か。

イ 当該事業に係る1億7,000万円の一般財源による公金の支出が市の損害に当たるか否か。

2 監査対象部局、現地調査及び関係職員の事情聴取

建設管理部花とみどり課及び企画財務部企画調整課を監査の対象部局とし、関係職員に対し関係書類の提出を求めるとともに、平成27年11月5日に現地調査を行い、平成27年11月18日に関係職員として花とみどり課長及び企画調整課長に対し事情聴取を行なった。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき平成27年11月16日を期限として証拠の提出の機会を設けたところ、11月16日に新たな証拠として上記第1の4事実証明書(2)に記載した1点の提出があった。

また、平成27年11月18日に請求人から陳述が行なわれた。

4 関係職員の陳述

関係職員に対し、法第242条第7項の規定に基づき平成27年11月18日に陳述を聴取した。その際、同条同項の規定に基づき請求人が立ち会った。

なお、関係職員の陳述に対し請求人から、以下の意見があった。

(1) 友好というのであれば、龍は向こうのシンボルであるから、最も日本的な鳥居を福州市の入り口に建ててください。

(2) 沖縄の文化は、第一尚志をないがしろにして第二尚志からの歴史を考えるから首里城の龍がいかにも沖縄の象徴だと言っているが、これは間違い

である。

- (3) 龍柱が暴風などで倒れたときに、誰が責任を持つのか、責任の所在をはっきりさせてほしい。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業(以下「当該事業」という。)は、沖縄振興特別推進交付金(内閣府が沖縄県を經由して交付する県支出金。以下「一括交付金」という。)を活用し計画されている。
- (2) 当該事業は、当初平成 24 年 12 月議会に提案された補正予算に 1 億 2,400 万円を計上し、松山公園内に 1 基の龍柱(シンボルモニュメント)を建設する計画であった。その後、平成 25 年 6 月議会に提案された補正予算で 1 億 3,000 万円を追加計上し、若狭緑地に市道を挟む形で一対(2 基)の龍柱を建設する計画に変更された。
- (3) 当該事業は、平成 25 年度事業費の事故繰越について国との調整が整わなかったことから、平成 25 年度事業での未施工分と周辺整備を含めた費用として平成 27 年 4 月臨時議会に提案された補正予算で 1 億 296 万 1,000 円を追加計上している。
- (4) 当該事業の基礎杭は、当初設計では島尻泥岩層を支持層とし、1 基当たり約 50m の鋼管杭 4 本で本体構造物を支える計画であった。ところが、基礎工事施工中に約 30m 付近で鋼管杭を押し込めなかったことから杭の構造計算の見直しを行っている。当局は、構造計算の見直しのため行ったボーリング調査結果から杭周面の摩擦力を考慮し、1 基当たり約 25m の鋼管杭 8 本で構造物の安全を図るように変更を行っている。
- (5) 当該事業は、平成 25 年 7 月 2 日に龍柱を建設する地域の 6 自治会長へ説明を行い、那覇市のホームページで意見募集(2 週間)を行っている。
- (6) 龍柱のデザインは、「那覇・福州友好都市交流シンボルづくり外部有識者検討委員会」で検討した結果、琉球王国独特の形態を持った龍柱として首里城正殿前の大龍柱をモチーフとしたデザインに決定されている。
- (7) 当局は、石材のひびについて平成 27 年 6 月 9 日に非破壊試験を行い、吽形の 2 段目のみにひびの最大深さ 5 mm が 1 箇所、ひびの最大深さ 10mm が 2 箇所及びひびの最大深さ 19 mm が 1 箇所の計 4 箇所を確認している。なお、ひびの箇所は、石材の厚さが約 650 mm あることからひびは表面的であり、また、2 段目の石材には 3 段目以降の重量がかからないことから構造上問題はない。また、当局は、雨水の侵入を防ぎ、石材の風化やひびの対策のため、石材全体のコーティングを計画している。

2 請求人の陳述

請求人の陳述は、請求書の内容に加えて次のような補足説明があった。

- (1) 建設場所が、那覇市の玄関口であり、同時に沖縄県の玄関口であるにも関わらず、爪の本数によって位が決められている（1986年9月、西村貞雄琉大教授「龍柱について」の論文）龍の柱を市民や県民から意見を求めることも、理解を得るように周知することもせず、むしろ隠すかのようにこの事業が進められてきた。
- (2) 中国は、尖閣諸島の領海、領空を侵攻侵略している。中国は、沖縄を琉球という名称で中国の領土であるかのように主張している。
- (3) この事業は、度重なる計画変更、工事完了時期の変更、予算の増額など事業計画がずさんで、市民に対し不誠実である。
- (4) 今回建設される龍柱は、当初計画では支持杭を標高－55mの強固な支持層（島尻層）まで打ち込む計画をして予算も組まれていた。しかし、主に経済的理由で25メートルの摩擦杭に変更しているが、その根拠は明確に示されていない。支持杭8本（阿形、吽形合わせて16本）の内1本も強固な支持層に到達していない。
- (5) 過去に琉球石灰岩を支持層に考えた論文が出ているが、実験データが出ていない。石灰岩を支持層にした建造物は、今のところ見当たらない。
- (6) 阿形、吽形のそれぞれのボーリング結果には地質的に大きな違いがあるにも関わらず、摩擦杭の深度が共に標高－25mであることも整合性が無く理解し難い。若狭海浜公園が市民の緊急避難場所となっていることから、倒壊の危険性がある龍柱は早急に撤去するように勧告することを請求する。
- (7) 龍は、中国皇帝のシンボルである。龍は、首里城にあるから沖縄の文化であると言うが、これは間違っている。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述は、おおむね次のとおりである。

(1) 花とみどり課長の陳述

ア 当該事業は、那覇市と中国福州市が昭和56年に友好都市を締結し、平成23年で30周年を迎えたことから、今後も両市の友好交流を祈念しシンボル像を建設する事業である。また、市の新たな玄関口にゲートのデザイン性のシンボルモニュメントを設置することにより、都市地域の魅力づくり、観光都市としての魅力向上に資する事業である。

イ シンボルモニュメントのデザインは、有識者による検討委員会などで、福州市との友好交流の歴史、沖縄の特色等を勘案し、琉球王国独自の形態を持った龍柱として首里城正殿前の大龍柱をモチーフとしたデザインに決定されている。

ウ 当該事業は、当初、平成 24 年度一括交付金を活用して松山公園内に 1 基の龍像を設置するものとして、1 億 2,400 万円の予算を計上した。その後、若狭緑地にゲート性を高めるものとして、高さ 15 メートルの一对（2 基）の龍柱を設置することになり、平成 25 年 6 月議会において 1 億 3,000 万円の予算を追加計上した。

エ 当該事業の期間が延びたことについては、石材の切り出しにおける現地鉱山での天候不良と作業人員の確保ができなかったこと、杭の設計変更、請負業者の資材調達の遅れ、石材仮設に係る下請業者の確保ができなかったことなどによるものであり、これらについて適切な対応を図るため事業期間を延長した。

オ 当該事業の整備工事は、平成 27 年 11 月現在、阿形、吽形とも龍柱本体の設置工事は完了し、周辺整備工事、付帯工事、外構工事を残すのみとなっており、平成 27 年 12 月末の完了を見込んでいる。

カ 設置された龍像を撤去した場合、現在までの建設費用が無駄になること、補助金などの返還及び原状回復費用など新たな費用も発生すること、また、国際観光都市・那覇の新たなランドマークとして最大限の魅力を引き出し地域経済の活性化及び観光振興に貢献する事業になるよう取り組むことなどの議会の議決に反すること。

キ 以上のことから、請求者が求めている当該事業の工事の停止、シンボル像の撤去及び損害の弁済については応じられない。

(2) 企画調整課長の陳述

事業の経緯を含めて本市の考え方については、花とみどり課長が申し上げたとおりである。本市としては、議決機関である議会において予算に係る議決を経ながら所要の手続きがとられたものだとの認識している。

よって、措置請求には応じられない。

4 監査委員の判断

- (1) 友好都市交流シンボルづくり事業の工事停止及びシンボル像の撤去について
請求人は、法第 242 条第 3 項に規定する「当該行為の停止勧告」に基づき、龍柱の安全性が確保されていないとして当該工事の停止と撤去を求めている。

同法同条第 3 項は、監査委員が「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき」に当該行為の停止勧告をする旨規定している。そこで当該事業についてみると、市の行った構造計算により、現在工事中の龍柱（2 基）は、暴風時、地震時及び液状化について、道路橋の設計等

に準じて沖縄の地域特性、建設地の地盤特性を考慮し、本体、台座、基礎の各部分において安全性が確認されている。しかし、請求人は陳述において、支持杭（16本）の内1本も強固な支持層に到達していないこと、阿形及び吽形のそれぞれのボーリング結果に地質的に違いがあるにも関わらず、摩擦杭の深度が共に 25mであることは整合性がないことなどを理由に当該龍柱の倒壊の危険性を主張している。しかし、請求人の摘示は、その他提出された証拠等を含め総合的に判断しても、市の実施した構造計算の安全性を覆すに足りる疎明があったとは認められないことから、工事停止及びシンボル像の撤去勧告は行わない。

(2) 請求人が損害と主張する 1 億 7,000 万円の一般財源の支出について

請求人は、市が当該事業の実施に当たり、「度重なる計画の変更」及び「事故繰越の手続きを行わなかった」こと等により、一般財源が当初計画の約 5,000 万円から 4 倍の約 2 億 2,000 万円になったとして、市に 1 億 7,000 万円の損害が生じたと主張する。すなわち、請求人は、本来、一括交付金を財源（事業経費の 10 分の 8 を充当）として実施されるべき事業が、市当局の「計画の曖昧さ」及び「不手際」により、交付金の一部交付されず、一般財源により補填されたことを「違法」な支出と主張しているものと理解できる。

そこで、請求人の摘示する市の損害額 1 億 7,000 万円について検討する。なお、当該 1 億 7,000 万円は、下記のア及びイで述べるとおり、一般財源の増額 7,402 万 3,000 円及び一般財源による 1 億 296 万 1,000 円の予算計上額の合算額 1 億 7,698 万 4,000 円を指すものと理解する。

ア「度重なる事業計画の変更」に伴う損害について

市は、松山公園内に龍柱（1基）を設置する当初計画を、若狭緑地に高さ 15 mの一对（2基）の龍柱とする計画変更を行った。当該2基の設置は、それぞれ単年度事業（平成 24 年度及び平成 25 年度事業）として、沖縄県知事から一括交付金の交付決定（平成 24 年 12 月 18 日付け沖縄県指令企第 264 号及び平成 25 年 7 月 5 日付け同指令企第 185 号。）を受けていた。その後市は、一对（2基）の製作、設置を一つの事業として、平成 24 年度事業は製作・運搬、平成 25 年度事業は設置とすることが合理的であると判断し、事業を執行した。このことが平成 27 年 2 月以降、市と国（以下「内閣府」という。）との「考え方に差異が生じた」結果、交付決定の一部取り消し（平成 27 年 2 月 27 日付け沖縄県指令企第 124 号及び同年 3 月 27 日付け同指令企第 125 号）があり、一括交付金が減額され一般財源の増額（7,402 万 3,000 円）となったものである。

また、市が実施する平成 27 年度単独事業（整備工事（その 3））の実施に係る予算 1 億 296 万 1,000 円から整備工事（その 2）の未執行額（事故繰越予定額）3,258 万 1,000 円を除いた 7,038 万円は、照明、擁壁等の外構の整備、工

事の中断期間に係る警備、借地料の支払い等に要する経費となっている。

イ 「事故繰越の手続きを行わなかった」ことに伴う損害について

市は、当該工事（整備工事（その２））の請負業者である琉球建設産業株式会社（以下「請負業者」という。）により石材架設に係る下請業者の確保ができなかったことを理由に、平成 27 年度への事故繰越予定額 3,258 万 1,000 円について、沖縄県（以下「県」という。）及び内閣府との調整を行ってきた。しかしながら、内閣府から当該理由では「非常に厳しい」との認識が示され、市は、事故繰越の対象となる整備工事（その２）の工期末日までの調整が整わなかったことから当該繰越を断念したものである。その結果、市は、平成 27 年度単独事業（整備工事（その３））として一般財源により 1 億 296 万 1,000 円を予算計上（平成 27 年 4 月市議会臨時会）することとなった。

ウ そこで、上記ア及びイの市が当初予定した一括交付金が交付されなかったことが、市に損害が発生し、また、市が財産の管理を怠ったか否かを検討する。

広島高等裁判所（昭和 63 年 4 月 18 日判決）は、関係法令により（所定額の）国庫負担金請求権を有するに拘わらず、同所定額を下回った金額の交付を受け、市が差額相当分の損害を蒙り、市長が財産の管理を違法、不当に怠ったとして、同市（山口県下松市）の損害回復に必要な措置を講ずることを求める旨の事案において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）の「諸規定の内容、交付決定の法的な性質に鑑みると、補助事業者等が国に対して有する補助金等についての具体的な請求権は、適正化法上の交付決定によるその効果としてはじめて発生するものとみるのが相当であり、換言すれば、補助事業者等は、適正化法による交付申請、交付決定の手続きを経由しないで、国に対して直接補助金等の支払を請求することは許されないものといわなければならない。」と判示している。

これを、本件請求に係る上記アについて検討してみると、市が合理的と認識して執行した事業は、前述のとおり、後に県知事の交付決定の一部が取り消されたことにより、その部分に係る市の一括交付金の請求権としての具体的な権利（法第 237 条第 1 項に規定する債権としての財産）は生じなかった。また上記イについても、事故繰越について内閣府との調整が整わなかった結果、同じく、市の一括交付金の請求権は発生していない。すなわち、上記ア及びイの両事案において、市に具体的権利としての一括交付金の請求権が存在しないため、住民監査請求の対象となる財産に該当せず、市への損害は発生しなかったものである。よって、請求人が求める損害賠償請求の措置は「その前提となる国庫負担金請求権の発生が否定される以上、理由がないもの（同広島高裁判決）」であり、市の財産の管理を怠る事実も存在しない。

エ また、請求人の摘示する一般財源の支出は、上記ア及びイの理由から当初計

画に変更が生じたものの、市は、当初の目的を達成するとの政策判断により事業の継続を決めたものである。そして、当該政策に基づき行った職員の財務会計行為（整備工事（その１）に係る支出（前金払い計 4,717 万 4,000 円、清算払い計 6,902 万 8,600 円）等、整備工事（その２）に係る支出（前金払い 3,853 万円、清算払い 4,426 万 5,400 円）等及び整備工事（その３）に係る支出負担行為（契約額 9,590 万 4,000 円。現在、事業執行中のため支出はない。））は、その手続きにおいても何ら不当若しくは違法と指摘する事実は存在しない。また、当該事業の完成後は、龍柱（２基）が市の財産として街づくり及び観光資源等として有効活用が期待できるものであり、請求人の 1 億 7,000 万円の支出が市の損害とする主張は認められない。

5 結論

以上のことから、龍柱の工事の即時停止及び速やかな撤去並びに前市長及び市長に対する損害賠償の措置を求める本件監査請求は、請求の理由がないものであり、棄却が相当と判断する。

6 意見

- (1) 市は、事業計画の変更に当たって、一対（２基）を一事業として製作し、設置とすることが効率的かつ効果的とし、事業を進めてきた。しかし、計画変更に伴い必要な関係文書の作成及び提出がなされてなく、結果として内閣府の承認が得られなかった。多額の国庫支出金を活用し、かつ本市の街づくりや観光振興に資する重要な事業であれば、事務処理に際しては、慎重かつ丁寧な取り組みが必要であったと思料する。
- (2) 市は、整備工事（その２）の事故繰越ができなかった場合、事業の完成に向けて多額の一般財源の財政負担が見込まれたことから、相当の危機感をもって関係機関と調整を行ってきた。結果として内閣府の理解が得られなかったとするが、一般財源の多額の支出は、市の財政が一層厳しい状況にあることを慮れば、当該財政負担の回避に向けて、関係機関等との調整になお相応の努力をする余地があったものと思われる。職員は、地方自治体の事務の処理に当たっては「最小の経費で最大の効果を挙げるよう」求める法第 2 条第 14 項の趣旨を真摯に受け止め、事務の執行に務めることを望みたい。
- (3) 龍柱の設置工事は、結果として一般財源の大幅な増額となっているが、整備工事（その３）について、去る 11 月 5 日に実施した監査委員（全員）の現場調査によっても順調な進捗が確認されている。

なお、当該事業については、シンボル像としての龍柱の設置、事業計画の進め方等から事業そのものに反対する意見もある。しかし、事業を中止した場合、補助金の返還（適正化法第 18 条第 1 項）、原状回復に必要な費用等にさらなる財政負担が必要となり、一般財源の支出が増大する。龍柱の設置事業は市と福州市の

交流記念として、また、ゲートのデザイン性のシンボルモニュメントとして、地域及び観光都市の魅力づくりに資するものと期待できる。そうであれば当該事業の完成に注力し、その後の管理に際し有効活用に努め、本市のまちづくりに寄与することを強く望むものである。

7 その他

一括交付金の交付決定がなく、国庫支出金請求権がないことなどから市の損害も発生しないため、職員の市の財産権への侵害は否定されるが、以下、請求人の主張する不当及び違法行為について検討する。

(1) 「度重なる事業計画の変更」について

市は、合理的な事業執行の観点から県との調整を踏まえ、平成 24 年度に整備工事（その 1）（一対（2 基）の実施設計、製作）を、平成 25 年度に整備工事（その 2）（一対（2 基）の施工管理、設置）を執行することとし、その後の明許繰越及び事故繰越の承認を経て当該事業に取り組んできている。結果として、平成 27 年 2 月以降の内閣府との調整において齟齬が生じ、一括交付金の減額となった。計画変更の手続きに必要な関係文書（申請書類等）の作成や関係機関との十分な調整がなされなかったことがその理由である。しかし、龍柱を一対（2 基）とする市の施策そのものは県及び内閣府も理解を示している。そうであれば、一対（2 基）を一事業として製作し、設置とすることが効率的かつ効果的とした市の判断は合理的と言える。

(2) 「事故繰越の手続きを行わなかった」ことについて

市は、事故繰越の承認について県を介し、内閣府と調整を行ってきた。しかし、内閣府からは「石材架設に係る下請業者の確保に苦慮している」との理由で承認を得るには「非常に厳しい状況である」との認識を示されている。その後も粘り強く調整を重ねてきたものの当該調整は、整備工事（その 2）の工期末（平成 27 年 3 月 24 日）までに整わず、事故繰越を断念したものである。

市は、整備工事（その 2）が遅延した理由を、①請負業者の資材調達の遅れ、②杭の設計変更、③石材架設に係る下請業者の確保ができなかったこととする。そのうち、①及び②の理由については、工期延長（平成 26 年 12 月 4 日の変更契約）で対処してきたが、③の理由から、結局、工期内の完成に至らなかった。市は、その責任を請負業者の債務不履行にあるとして、契約約款第 46 条第 1 項第 2 号の規定により契約を解除（同年 3 月 25 日）し、同条第 2 項に基づき違約金（請負代金額の 10 分の 1 相当額 1,153 万 7,640 円）の支払いを受けている（平成 27 年 5 月 21 日）。

以上、述べてきた諸事情から総合的に判断すれば、当該事業の執行に当たっては、事業計画の策定及び一括交付金の事務手続きに関し、職員の不当又は違法行為はなかったものと判断する。